

# 津久見市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

## 1. 業務名及び内容

### (1) 業務名

津久見市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託

### (2) 内容

本仕様書による津久見市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務

## 2. 業務の目的

本業務は、介護保険制度等をめぐる今日の環境変化の把握とともに、津久見市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）（以下「第9期計画」という。）について検証し、介護給付実績の評価、高齢者福祉施策の執行状況、地域包括ケアシステム構築の課題、また日常生活圏域における高齢者ニーズ等について分析し、津久見市高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画（令和9年度から令和11年度まで）（以下「第10期計画」という。）の課題を明らかにしつつ、2040年を見据えた中長期的な視野に立った上で、本市が行う第10期計画策定に対し業務支援することを目的とする。なお、第10期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

## 3. 業務の内容

受託者は、委託者が第10期計画を策定するために、委託者から提供された各種データ、見える化システムを活用したデータ等について調査・分析し、目標値の設定や、第10期計画の方向性のアドバイスを行うなど、次に掲げる業務を行い、同計画策定の支援を行う。

(1) 第9期計画における高齢者福祉事業や介護保険事業等の検証のための資料作成。なお、作成にあたっては以下を踏まえたものとする。

- ア 第9期計画における各種事業の現状と課題
- イ 介護保険給付統計のとりまとめと計画数値
- ウ 地域包括ケアシステムの構築のための現状と課題

(2) 高齢者保健福祉制度や介護保険制度をめぐる制度改革の動向把握と課題整理及び2040年を見据えた第10期計画の位置づけのための資料作成

受託者は、介護保険制度や高齢者の保健・福祉・医療等をめぐる制度改革の動向について、国の関連資料などを収集し、第10期計画策定の検討にあたり前提条件と基本的課題を整理した資料を作成する。なお、作成にあたっては以下を踏まえたものとする。

- ア 介護予防・重度化防止の推進及び認知症施策事業の検証・助言
- イ 地域包括ケアシステムの構築に向けた検証・助言

ウ 介護保険事業の効果的・効率的な推進のための検証・助言

(3) 日常生活圏域ニーズ調査の分析結果を用いた課題の整理

現在本市で行っている日常生活圏域ニーズ調査の分析データを活用し、本市の介護保険サービスや本市独自のサービス等の整備課題を整理すること。

(4) 計画の課題の整理と計画骨子案の作成

受託者は、上記(1)から(3)までの結果及び委託者の指示を踏まえ、第10期計画期間における課題を整理し、課題に対応した計画骨子案を作成する。

なお、作成にあたっては、以下に示す計画の内容を踏まえたものとし、津久見市の地域性を反映したものとすること。

ア 第9期計画

イ 第6次津久見市総合計画（令和8年度から令和17年度まで）※策定中

ウ つくつく健康つくみ21（令和6年度から令和17年度まで）

エ 津久見市地域福祉計画（令和6年度から令和11年度まで）

(5) 第10期計画期間における事業量及び介護保険料設定のための検討資料作成

受託者は、今後の本市人口を推計し、以下について第10期計画期間における推計及び検討を行う。

ア 高齢者数の推計

イ 各介護保険サービスの事業量の推計の基礎資料

ウ ア及びイに基づく介護保険料の設定における支援

なお、イ及びウは、国及び大分県の方針に沿ったものとする。

(6) 計画素案の策定・内容調整

受託者は、計画骨子案を基に、第10期計画期間における事業量の推計と介護保険料の検討結果を受け、第10期計画期間に係る高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画素案を取りまとめる。

(7) 策定体制等の支援

受託者は、本市が実施する第10期策定委員会（4回程度実施予定）及び作業部会（4回程度実施予定）の実施について、必要な情報の収集、資料作成及び助言等の支援をする。

なお、業務内容の打合せについては、第10期策定委員会の出席を含め10回程度とする。

#### 4. 成果物及び納品時期

本業務の成果品及び納品時期は次のとおりとし、それぞれ電子データ（加筆修正等が可能な電子データファイル）を送付すること。

(1) 第10期計画における高齢者福祉事業や介護保険事業等の検証資料

令和8年6月中旬A4版（電子データ）のメール送付可

(2) 高齢者福祉制度や介護保険制度をめぐる制度改革の動向把握と本市における課題整理のための資料

令和8年7月中旬A4版（電子データ）のメール送付可

(3) アンケート調査集計報告書及び地域課題等

令和8年7月中旬A4版（電子データ）のメール送付可

(4) 第10期計画（案）原稿

令和8年11月下旬A4版（電子データ）のメール送付可

(5) 第10期計画書

令和9年2月上旬 CD-ROM：1部（成果物の納品場所：津久見市長寿支援課）

令和9年3月中旬 紙媒体300部（A4版、表紙4色、本文2色、90ページ程度）

## 5. その他

(1) 守秘義務

受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。このことは、契約期間終了後又は契約解除後同様とする。

(2) 再委託等の禁止

受託者は、この仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

受託者は、この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて委託者の承諾を得なければならない。この場合において、受託者は業務に係る一切の責任を負うものとする。

(3) 著作権の帰属

本業務で作成された計画書及びデータの著作権については、津久見市に帰属するものとする。

(4) その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議の上実施するものとする。